

一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準

平成23年10月5日

出 第 1 1 6 号

[沿革]平成24年3月30日出第240号改正、平成29年3月31日出第464号改正、平成31年3月28日出第479号改正

(趣旨)

第1 この基準は、別に指名停止等に関する措置基準等の定めがあるものを除く委託契約（以下「一般委託契約」という。）に係る入札参加制限等の措置基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加制限)

第2 入札参加制限とは、別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に該当する者について、一定期間、一般競争入札並びに随意契約のための企画競争及び公募（以下「一般競争入札等」という。）に参加させない措置をいう。

2 知事は、一般競争入札等への参加を希望する者その他一般委託契約の相手方となる者及び現に県と一般委託契約を締結している者（以下「入札参加希望者等」という。）が、別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により入札参加制限を行うものとする。この場合において、一般競争入札等への参加を希望する者その他一般委託契約の相手方となる者とは、一般競争入札等の公告に応じて、入札の参加を希望するため、求められた必要書類を提出した者、一般競争入札等に参加して落札し委託契約の相手方となる者をいう。

3 知事が前項の入札参加制限を行ったときは契約担当者（会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第2条第10号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該入札参加制限を受けた者（以下「入札参加制限該当者」という。）を一般競争入札等に参加させてはならない。この場合、当該入札参加制限該当者の一般競争入札等への参加資格を確認しているときは、当該確認を取り消すものとする。

(再受託者に関する入札参加制限)

第3 知事は、第2第2項の規定により一般委託契約の業務（以下「委託業務」という。）を受注した者について入札参加制限を行う場合において、当該委託業務の一部について受注者から再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）が当該入札参加制限について責を負うべきことが明らかになったときは、当該再受託者についても、受注者の入札参加制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加制限を併せて行うものとする。この場合において、再委託者が発生原因であるときの入札参加制限を行う場合にあつては、受注者及び再受託者いずれにも同一事由による入札参加制限を行うものとする。

(入札参加制限の期間の特例)

第4 入札参加希望者等が一の事案について別表第1から別表第3までの各号に掲げる2以上の措置要件に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって入札参加制限の期間とする。

2 知事は、入札参加制限該当者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、該当することとなった回数に1月を乗じた期間を入札参加制限の期間に加重することができる。ただし、入札参加制限該当者が別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加制限を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。

(1) 同一の入札参加制限該当者が、別表第1から別表第3までの各号の措置要件に係る入札参加制限の期間の満了後1年を経過するまでの間（入札参加制限の期間中を含む。）に、別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当するとき。

(2) 同一の入札参加制限該当者が、別表第2第1号、又は、第2号及び第3号の措置要件に係る入札参加制限の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号、又は、第2号及び第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、入札参加希望者等について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第3までの各号及び前2項に定める適用基準の期間を短縮して入札参加制限の期間を定める必要があるときは、入札参加制限の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、入札参加希望者等について極めて悪質な事由があるため、又は入札参加希望者等が極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3までの各号に定める適用基準の期間を超える入札参加制限の期間を定める必要があるときは、入札参加制限の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加制限の期間の特例）

第5 知事は、入札参加希望者等について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加制限の期間をそれぞれ当該各号に定める期間とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加希望者等が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき

2倍の期間

(2) 別表第2第2号又は第3号に該当する入札参加希望者等（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当するものをいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

2倍の期間

(3) 別表第2第2号に該当する入札参加希望者等について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前号に掲げる場合を除く。）

2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する入札参加希望者等に悪質な事由（発注者に対して入札参加希望者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。以下この項において同じ。）があるとき（前2号に掲げる場合を除く。）

1月を加重した期間

(5) 県の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する入札参加希望者等に悪質な事由があるとき（第1号及び第2号に掲げる場合を除く。）

1月を加重した期間

2 知事は、別表第2第2号の措置要件に係る入札参加制限の期間が満了した入札参加制限該当者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加制限期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加制限期間を控除した期間をもって、新たに入札参加制限を行うことができる。2 知事は、入札参加制限期間が満了した入札参加制限該当者について、別表第2第2号に該当し、かつ前項第1号又は第2号に該当した場合等極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加制限期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加制限期間を控除した期間をもって、新たに入札参加制限を行うことができる。

3 知事は、入札参加希望者等について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合には、入札参加制限の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1まで短縮することができる。

（入札参加制限の期間の変更等）

第6 知事は、入札参加制限の期間中の入札参加制限該当者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表第1から別表第3までの各号並びに第4及び第5に定める適用基準の期間の範囲内で入札参加制限の期間を変更することができる。

2 知事は、入札参加制限の期間中の入札参加制限該当者が、当該入札参加制限に係る事案について責を負わないことが明らかとなったときは、入札参加制限該当者について入札参加制限を解除するものとする。

（入札参加制限の承継）

第7 別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者（以下「措置要件該当者」という。）から、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により措置要件該当者の業務（県発注の委託業務に限る。以下同じ。）を承継した者は、措置要件該当者に係る措置を承継するものとする。

（入札参加制限等に係る通報）

第8 各室課等（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等及び出納局並びに議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局に置かれる室課等をいう。）及び地方公

所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。）の長は、その分掌する事務に関して入札参加希望者等が別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、第14の規定により入札参加制限に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第6各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく入札参加制限等事由通報書（様式第1号）により、第9に定める部局長に通報するものとする。

2 前項の通報を行った各室課等及び地方公所の長は、その写しを出納局長に送付するものとする。

（入札参加制限等の執行）

第9 入札参加制限等の執行は、当該委託業務を所管する部局長（予算規則第2条第1項に規定する部局長をいう。以下同じ。）が行うものとする。ただし、複数の部局長に対し、同時期に、同一の者に関する第8第1項の通報があったときは、適用基準の期間の最も長い事案を所管する部局長が執行するものとする。

2 前項の入札参加制限等に係る事務を行う部署は、各部局等の主管室課等とする。

（入札参加制限の通知等）

第10 知事は、第2第2項若しくは第3の規定により入札参加制限を行い、第6第1項の規定により入札参加制限の期間を変更し、又は同第2項の規定により入札参加制限を解除したときは、当該入札参加制限該当者に対し遅滞なくそれぞれ入札参加制限通知書（様式第2号）、入札参加制限期間変更通知書（様式第3号）又は入札参加制限解除通知書（様式第4号）により通知するとともに、県のウェブサイトで公表し、又各室課等及び地方公所の長に通知するものとする。

2 入札参加制限等を執行した部局長は、知事が前項の規定により、入札参加制限等の通知をしたときは、他の部局長に対し電子掲示板への掲示により通知するとともに、入札参加制限等措置結果報告書（様式第5号）により出納局長に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により入札参加制限の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

4 出納局長は、入札参加制限の措置状況について、入札参加制限等措置状況一覧（様式第6号）により管理するとともに、各室課等及び地方公所に周知するものとする。

（別の措置基準等による措置があった場合の取扱い）

第11 知事又は部局長は、別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する入札参加希望者等が県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）第2第2項による指名停止の決定、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）第2第2項の指名停止の決定、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日知事決裁）第2第2項の指名停止の決定又は庁舎等管理業務に係る委託契約に対する指名停止措置の取扱方針について（平成7年4月27日知事決裁）2(3)の指名停止の決定があったときは、第9による入札参加制限を行ったものとみなし、第10第1項及び第2項の規定による通知を行わないものとする。この場合において、各室課等又は地方公所の長が行う第8第1項の部局長への通報及び第2項の出納局長への写しの送付も行われたものとみなす。

（随意契約の相手方の制限）

第12 契約担当者は、入札参加制限の期間中の入札参加制限該当者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次の各号に掲げるやむを得ない事由があり、あらかじめ部局長の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 契約できる相手方が入札参加制限該当者のみの場合であるとき。
 - (2) 災害時の応急の業務等で緊急を要するとき。
 - (3) 入札参加制限期間中に契約しなければ著しく不利になると認められるとき。
- (再受託の禁止)

第13 契約担当者は、入札参加制限の期間中の入札参加制限該当者が県の発注した委託業務を再受託することを認めてはならない。

(入札参加制限に至らない事由に関する措置)

第14 知事は、入札参加制限を行わない場合において必要があると認めるときは、当該入札参加希望者等に対し、別表第4各号のいずれかに該当したと認めるときは書面又は口頭で警告又は注意を、別表第5各号のいずれかに該当したと認めるときは書面又は口頭で注意を、それぞれ行うことができる。

2 前項の措置(口頭によるものを除く。)を行った場合、当該措置を執行した部局長及び出納局長は、第10第2項又は第10第4項に準じた処理を行うものとする。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。